

10 犯罪被害者とその家族の人権について考えよう

テレビ、新聞、インターネットなどでは、毎日様々なニュースが報道されていて、その中には犯罪のニュースもあります。犯罪には、事件をおこした加害者と事件に巻き込まれた被害者がいます。犯罪の被害者はどのようなことに困っていて、どのような気持ちでいるのかについて考えてみましょう。そして、自分に近い存在の人が犯罪被害者になってしまった時に、何ができるのか考えてみましょう。

ワーク 1

次にあげる犯罪の中で、一年間に発生する件数が一番多いと思うものに○をつけましょう。

- 窃盗（物を盗む）
- 放 火
- 殺 人
- 性にかかわる犯罪
- 交通事故
- 傷 害
- 詐 欺（人をだます）

ワーク 2

次の[事例]を読んで考えてみましょう。

[事 例]

高校3年生のAさんは、会社員の父親、公務員の母親、小学6年生の妹と家族4人で暮らしている。Aさんは、運動部に所属し、副部長で、後輩や同級生から慕われていた。部活動引退後は、大学に進学するための受験勉強に励んでいた。そのため、放課後週3回塾に通っていた。

ある日の深夜、会社から帰宅途中の父親が、若者数名に囲まれ、暴行を受けて、入院してしまった。父親の被害は甚大で、現在も意識不明の重体である。回復の見通しもたっていない。母親は仕事に行きながら、病院への付き添いにも行き、Aさんと妹は家事などを交代でやっている。

そのような中、テレビで事件についての報道がされた。事件の概要と父親の名前、自宅の住所が伝えられた。また、事件にあった路上の映像が映された。

- (1) この事件による直接的な被害だけではなく、この先、Aさんの家族にどのような問題が起こると思いますか。

(2) 家族が犯罪に巻き込まれたことで、Aさんはどのような気持ちになると思いますか。

(3) 資料2、3を読んで、あなたが考えたことを書きましょう。

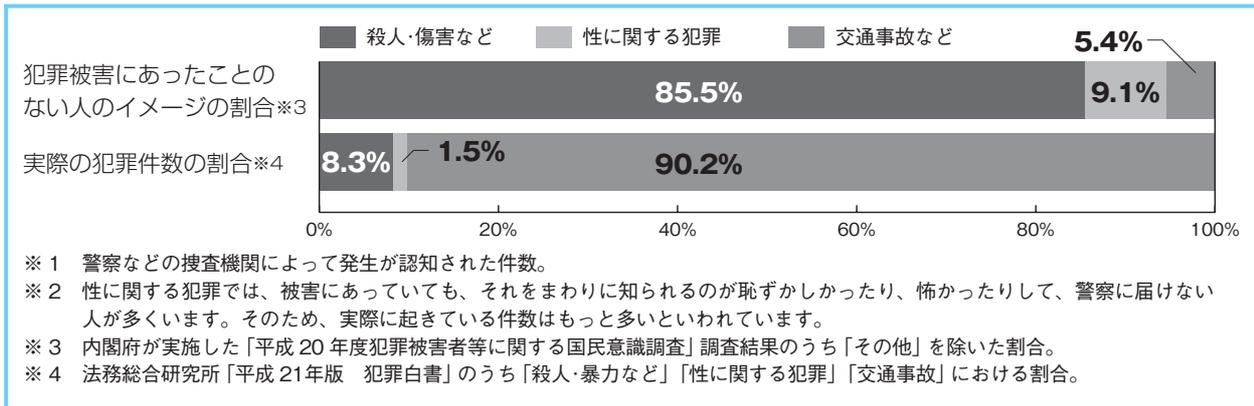
ワーク 3

犯罪に巻き込まれた自分の身近な人やその家族に対して、どのようなことができると思いますか。資料4も参考にし、グループで話し合しましょう。

ワーク 4

今回の学習を通して、学んだことや考えたことを書きましょう。

■ 資料 1



「犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材『友達が被害者になったら』
内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成 21 年 11 月）より

■ 資料 2

犯罪被害者等の抱える様々な問題・周囲の人の言動による傷つき（近隣や友人、知人の言動）

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」 内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成 20 年 12 月）より

■ 資料 3

犯罪被害にあった方々の心情や配慮について、具体的な会話例をもとにして考えてみましょう。

● 「辛いことは、早く忘れましょう。」

〈解説〉 回復には時間がかかります。しかし、「早く忘れて。」と言われると、被害者等が自分の気持ちを素直に出せなくなり、孤立感を抱いたり、問題を一人で抱え込んでしまうことにつながります。

● 「起きてしまったことを後悔しても仕方ない。」

〈解説〉 ただでさえ、被害者等はどのようなこともできなかった無力感や自責の念を抱いてしまいます。「後悔しても仕方ない。」と言われると、無力感や自責感を助長し、ますます被害者等を追い込んでしまうことにもなります。

● 「命が助かっただけ良かったと思わないと。」

〈解説〉 命が助かったから、被害が軽いということではありません。被害者以外の人

が、被害者が体験したことについて、その程度などを決めつけることはできません。被害者自身が体験した、怖さや辛さなどに思いをはせてみることも大切です。

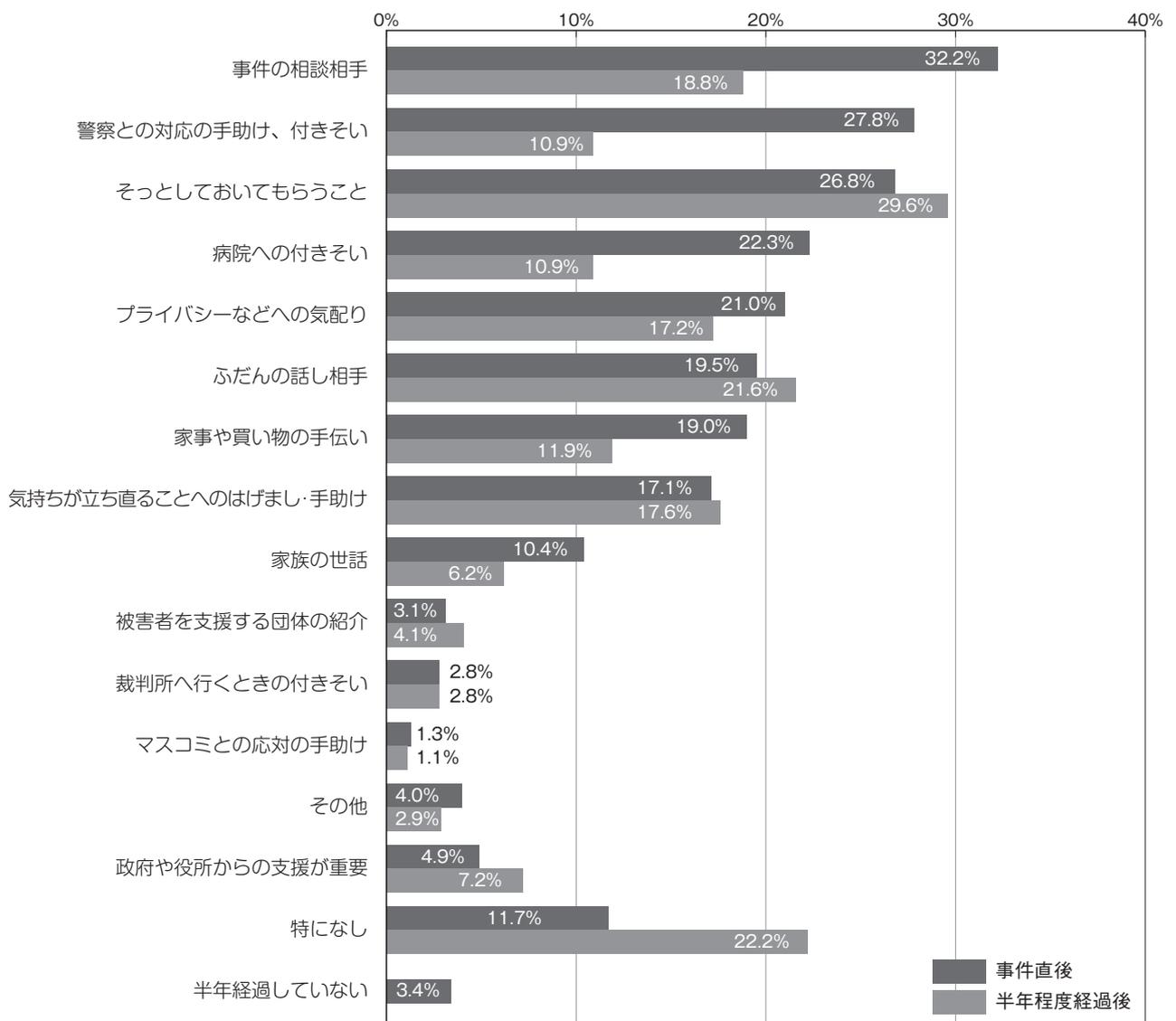
● 「あなたにも悪いところがあったのではないですか。」

〈解説〉どんな状況であろうと、殺されたり、傷つけられたり、騙されたり、性的自由を奪われていい人などいません。ですから、非難されるべきは加害者です。被害者等は、もともと自分を責めてしまう傾向があります。被害者の落ち度を指摘したり、責任を問い詰めたりすることは、被害者をますます追い込んでしまうこととなります。

「犯罪被害者等への理解を深めるために」横浜市市民局人権課ウェブサイトより

■ 資料 4

被害にあった人は、こんなことをしてほしいと思っています



「犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材『友達が被害者になったら』」
内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成21年11月）より

解説 10 犯罪被害者とその家族の人権について考えよう

1 ねらい

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものによる被害だけでなく、第三者から「二次的被害」を受けることも多い。授業を通して犯罪被害者やその家族等の立場や気持ちに寄り添うことの大切さを考えさせ、二次的被害を作り出さず、被害者やその家族等への支援のあり方について考えることをねらいとしている。

2 進め方

展開例 (50分 3～4人のグループを作る)

学習活動	指導上の留意点
1 ワーク1 (5分) ① 「犯罪被害」のイメージについて考える。	<ul style="list-style-type: none">○ 加害者も含めて生徒や家族に当事者がいる可能性があることをふまえて、授業を展開する。○ 資料1から、イメージと実際の犯罪件数とのギャップを感じられるようにする。○ 交通事故の件数の多さなどを示すことによって、自分も犯罪被害者になりうる可能性があること、犯罪被害にあって苦しんでいる人が身近にいるかもしれないことに気づき、自分事として考えられるようにする。
2 ワーク2 (17分) ① [事例]を読み、Aさん家族に起こると思われる問題について書く。(1) ② Aさんの気持ちについて書く。(2) ③ 資料2,3を読んで感じたことを書く。(3)	<ul style="list-style-type: none">○ 犯罪の被害は、身体的な被害だけではなく、精神的な被害、時間的負担、経済的被害などがある、ということを伝える。○ 身近な人が被害者となった時、自分が二次的被害の加害者になってしまう可能性にも気づかせる。○ 周囲の何気ない一言が、時には被害者をひどく傷つけてしまうことを理解するよう促す。○ 犯罪被害者等への二次的被害について理解・共感した上で、周囲の人々がどのような行動をすればよいかを考える。
3 ワーク3 (18分) ① グループで意見交換をし、意見をまとめる。	<ul style="list-style-type: none">○ 状況などにより配慮や支援の内容は違うので、必ずしも正しい答えが存在するわけではないが、相手の気持ちに寄り添い支援や配慮をする姿勢が大切であると感じるよう促す。

4 ワーク4 (10分)

- ① 授業を通して感じたことを書く。
- 犯罪被害者に対してだけでなく、普段の生活でも、自分の何気ない言動が周りの人を傷つけていることはないか考えるよう促す。

3 解説

資料1を見てみると、犯罪の被害にあったことがない人は、殺人や傷害など故意に人を傷つける犯罪をイメージすることが多いが、実際には交通事故による被害者が多く、テレビや新聞で取り上げられるような犯罪だけではない。自分自身もいつ犯罪に巻き込まれるかわからないし、犯罪被害にあって苦しんでいる人が身近にいるということも考えられる。すなわち犯罪被害は他人事ではないということである。

犯罪の被害は、身体的な被害だけではなく、被害を受けたことによる精神的な被害、警察の捜査等への協力などの時間的負担、家族の稼ぎ手が被害にあうことにより収入が途絶えたり、被害によるけがの治療費を必要とすることで、生活や進学などに支障がでたりする経済的被害等がある。被害者の立場に立ってみることで、被害者の気持ちを感じ、それにより、犯罪被害そのものだけでなく、二次的な不安や被害についても気付かせたい。

また、自分の何気ない一言が時には被害者にとって大きな影響を与えることもある。身近な人が被害者となった時、自分が二次的被害の加害者となってしまう可能性を理解した上で、被害者にどのように接していけばいいのかを考えさせたい。

資料4によると、被害者が求める支援や配慮は「事件の相談相手」、「警察との対応の手助け、付き添い」、「そっとしておいてもらうこと」などの数値が多く、一見すると関わってほしいのか、そっとしておいてほしいのか、どちらにもとれるため矛盾しているようにもみえる。しかし、犯罪被害者は、ただそっとしておいてもらいたいわけではなく、犯罪について理解・共感した上で、困ったときはすぐに手を差し伸べることができ、一緒に犯罪被害からの回復のために寄り添ってくれる存在を求めているのである。犯罪被害者それぞれに支援や配慮は違ってくるので、必ずしも正しい答えが存在するわけではないが、支援や配慮しようとする姿勢が大切である、ということを伝えたい。

〈引用文献〉

「犯罪被害者等に関する児童・生徒向け啓発用教材『友達が被害者になったら』」

内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成21年11月）

「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成20年12月）

「犯罪被害者等への理解を深めるために」横浜市市民局人権課 ウェブサイト

〈参考資料〉

「私たちにできること」内閣府犯罪被害者等施策推進室（平成19年11月）